

新旧対照表

○衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則

改正後	改正前
<p>衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則</p> <p>衛生に関する法律、政令、厚生労働省令、条例及び規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣若しくは内閣総理大臣に対して行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第一に規定するものにあつては所轄の保健所（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）の長を、別表第二に規定するものにあつては所轄の食肉衛生検査所の長を經由しなければならない。</p>	<p>衛生関係法令に基づく申請等の経由に関する規則</p> <p>衛生に関する法律、政令、厚生労働省令、条例及び規則の規定により知事又は知事を經由して厚生労働大臣若しくは内閣総理大臣に対して行う申請、届出、報告等の行為であつて、別表第一に規定するものにあつては所轄の保健所（千葉市、船橋市及び柏市が設置する保健所を除く。）の長を、別表第二に規定するものにあつては所轄の食肉衛生検査所の長を經由しなければならない。</p>
<p>別表第一（県の保健所長を經由するもの）</p>	<p>別表第一（県の保健所長を經由するもの）</p>
<p>一〜三十九 略</p>	<p>一〜三十九 略</p>
<p>四十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づくものうち次に掲げるもの</p>	<p>四十 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づくものうち次に掲げるもの</p>
<p><del>イ 第六条の二第二項の規定による地域連携薬局と称することの認定の申請</del></p>	<p>（新設）</p>
<p><del>ロ 第六条の二第四項の規定による地域連携薬局と称することの認定の更新に係る申請</del></p>	<p>（新設）</p>
<p><del>ハ 第六条の三第二項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の申請</del></p>	<p>（新設）</p>
<p><del>ニ 第六条の三第五項の規定による専門医療機関連携薬局と称することの認定の更新に係る申請</del></p>	<p>（新設）</p>
<p><del>ホ 第八条の二第一項及び第二項の規定による報告</del></p>	<p>イ 第八条の二第一項及び第二項の規定による報告</p>
<p><del>ベ 第四十条の五第三項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の申請</del></p>	<p>（新設）</p>
<p><del>ト 第四十条の五第六項の規定による再生医療等製品の販売業の許可の更新に係る申請</del></p>	<p>（新設）</p>
<p><del>チ 第四十条の七において準用する第十条第一項の規定による再生医療等製品の販売業の休廃止等の届出</del></p>	<p>（新設）</p>
<p>四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）に基づくものうち次に掲げるもの</p>	<p>（新設）</p>

改正後	改正前
イ 第二条の八第二項の規定による認定証の書換え交付の申請	(新設)
ロ 第二条の九第二項の規定による認定証の再交付の申請	(新設)
ハ 第二条の九第三項の規定による発見した認定証の返納	(新設)
ニ 第二条の十の規定による認定証の返納	(新設)
ホ 第四十五条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の書換え交付の申請	(新設)
ベ 第四十六条第二項の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の再交付の申請	(新設)
ト 第四十六条第三項の規定による発見した再生医療等製品の販売業の許可証の返納	(新設)
チ 第四十七条の規定による再生医療等製品の販売業の許可証の返納	(新設)
四十二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）に基づき、 <del>ものうち次に掲げるもの（ロからすまでに掲げるものにあつては、</del> 県内に住所を有する者に係るものに限る。）	四十一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）に基づき、 <del>ものうち次に掲げるもの（県内に住所を有する者に係るものに限る。）</del>
イ 第十六条の三第一項及び第三項の規定による地域連携薬局等の変更の届出	(新設)
ロ 第一百五十九条の七第一項の規定による販売従事登録の申請	イ 第一百五十九条の七第一項の規定による販売従事登録の申請
ハ 第一百五十九条の九第一項の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更の届出	ロ 第一百五十九条の九第一項の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更の届出
ニ 第一百五十九条の十第一項及び第二項の規定による登録販売者名簿の登録の消除の申請	ハ 第一百五十九条の十第一項及び第二項の規定による登録販売者名簿の登録の消除の申請
ホ 第一百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請	ニ 第一百五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請
ベ 第一百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請	ホ 第一百五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請
ト 第一百五十九条の十二第四項の規定による発見した販売従事登録証の返納	ベ 第一百五十九条の十二第四項の規定による発見した販売従事登録証の返納
チ 第一百五十九条の十三の規定による販売従事登録証の返納	ト 第一百五十九条の十三の規定による販売従事登録証の返納
四十三 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）に基づき、 <del>ものうち次に掲げるもの</del>	四十二 薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）に基づき、 <del>ものうち次に掲げるもの</del>
イ 第九条の規定による氏名等の届出	イ 第九条の規定による氏名等の届出
四十四 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）に基づき、 <del>ものうち</del>	四十三 薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）に基づき、 <del>ものうち</del>

改正後	改正前
<p>次に掲げるもの</p> <p>イ 第三条の規定による免許の申請</p> <p>ロ 第五条第二項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請</p> <p>ハ 第六条第一項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請</p> <p>ニ 第八条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請</p> <p>ホ 第九条第二項の規定による免許証の再交付の申請</p> <p>ヘ 第九条第五項の規定による発見した免許証の返納</p> <p>ト 第十条の規定による免許証の返納</p> <p><b>四十五</b> 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づくもののうち次に掲げるもの</p> <p>イ 第二十五条第一項の規定による食品等の検査の申請</p> <p>ロ 第二十六条第一項の規定による食品等の検査の申請</p> <p><b>四十六</b> 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）に基づくもののうち次に掲げるもの（県内に住所を有する者に係るものに限る。）</p> <p>イ 第一条の規定による免許の申請</p> <p>ロ 第三条第一項の規定による名簿の訂正の申請</p> <p>ハ 第四条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請</p> <p>ニ 第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請</p> <p>ホ 第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請</p> <p>ヘ 第六条第四項の規定による発見した免許証の返納</p> <p>ト 第七条第一項の規定による免許証の返納</p> <p>チ 第七条第二項の規定による免許証の返納</p> <p><b>四十七</b> ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）に基づくもののうち次に掲げるもの（県内に住所を有する者に係るものに限る。）</p> <p>イ 第五条第一項の規定による免許の申請</p> <p>ロ 第六条第三項の規定による免許証の再交付の申請</p> <p>ハ 第六条第四項の規定による申請事項の変更の届出</p> <p>ニ 第六条第五項の規定による免許証の書換え交付の申請</p> <p>ホ 第十八条第一項の規定による発見した免許証の返納</p> <p>ヘ 第十八条第二項の規定による死亡又は失踪の宣告の届出及び免許証の返納</p> <p>全部改正〔平成二二年規則一一〇号〕、一部改正〔平成一三年規則</p>	<p>次に掲げるもの</p> <p>イ 第三条の規定による免許の申請</p> <p>ロ 第五条第二項の規定による薬剤師名簿の訂正の申請</p> <p>ハ 第六条第一項の規定による薬剤師名簿の登録の消除の申請</p> <p>ニ 第八条第二項の規定による免許証の書換え交付の申請</p> <p>ホ 第九条第二項の規定による免許証の再交付の申請</p> <p>ヘ 第九条第五項の規定による発見した免許証の返納</p> <p>ト 第十条の規定による免許証の返納</p> <p><b>四十四</b> 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）に基づくもののうち次に掲げるもの</p> <p>イ 第二十五条第一項の規定による食品等の検査の申請</p> <p>ロ 第二十六条第一項の規定による食品等の検査の申請</p> <p><b>四十五</b> 製菓衛生師法施行令（昭和四十一年政令第三百八十七号）に基づくもののうち次に掲げるもの（県内に住所を有する者に係るものに限る。）</p> <p>イ 第一条の規定による免許の申請</p> <p>ロ 第三条第一項の規定による名簿の訂正の申請</p> <p>ハ 第四条第一項の規定による名簿の登録の消除の申請</p> <p>ニ 第五条第一項の規定による免許証の書換え交付の申請</p> <p>ホ 第六条第一項の規定による免許証の再交付の申請</p> <p>ヘ 第六条第四項の規定による発見した免許証の返納</p> <p>ト 第七条第一項の規定による免許証の返納</p> <p>チ 第七条第二項の規定による免許証の返納</p> <p><b>四十六</b> ふぐの取扱い等に関する条例（昭和五十年千葉県条例第一号）に基づくもののうち次に掲げるもの（県内に住所を有する者に係るものに限る。）</p> <p>イ 第五条第一項の規定による免許の申請</p> <p>ロ 第六条第三項の規定による免許証の再交付の申請</p> <p>ハ 第六条第四項の規定による申請事項の変更の届出</p> <p>ニ 第六条第五項の規定による免許証の書換え交付の申請</p> <p>ホ 第十八条第一項の規定による発見した免許証の返納</p> <p>ヘ 第十八条第二項の規定による死亡又は失踪の宣告の届出及び免許証の返納</p> <p>全部改正〔平成二二年規則一一〇号〕、一部改正〔平成一三年規則</p>

改正後	改正前
<p>五九号・一四年九号・一九号・一五年五二号・八七号・九一号・一六年六八号・一九年五八号・九六号・二〇年三三号・五三号・五九号・八四号・二四年三五号・二六年六四号・二七年七七号・二九年三八号・令和元年七号・二年二六号〕</p> <p>別表第二（食肉衛生検査所長を経由するもの）</p> <p>一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に基づくもののうち次に掲げるもの</p> <p>イ 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可の申請</p> <p>ロ 第十二条第一項の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の額の認可及び変更認可の申請</p> <p>追加〔平成四年規則四〇号〕、一部改正〔平成一一年規則三八号・一二年一一〇号・一五年一三七号〕</p>	<p>五九号・一四年九号・一九号・一五年五二号・八七号・九一号・一六年六八号・一九年五八号・九六号・二〇年三三号・五三号・五九号・八四号・二四年三五号・二六年六四号・二七年七七号・二九年三八号・令和元年七号・二年二六号〕</p> <p>別表第二（食肉衛生検査所長を経由するもの）</p> <p>一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）に基づくもののうち次に掲げるもの</p> <p>イ 第四条第一項の規定によると畜場の設置の許可の申請</p> <p>ロ 第十二条第一項の規定によると畜場使用料又はとさつ解体料の額の認可及び変更認可の申請</p> <p>追加〔平成四年規則四〇号〕、一部改正〔平成一一年規則三八号・一二年一一〇号・一五年一三七号〕</p>